

令和 8 年 6 月 25 日

プロポーザル参加希望者 御中

那覇市上下水道事業管理者
(下水道課)

令和 8 年度汚水ポンプ場再構築基礎検討業務委託

回 答 書

次の質問について、回答します。

質 問	回 答
質問1 JV要件（本社・営業所の定義）「那覇市内に本店、支店又は営業所等がある者」の「本社」は登記上本店の意味でよいですか。また「営業所」は常設性・従業員常駐を要件としますか。資格審査で求められる確認書類（登記事項証明書、事業所契約書、従業員名簿等）は指定がありますか。（プロポーザル募集要領:ページ3）	登記上の本店（那覇市内の住所）が共同企業体のうち 1 社構成されることが要件となります。また、本店及び営業所の実態確認については募集要領p3. 4. (1)9. に記載される令和7・8年度建設工事等入札参加者名簿への登録の際に確認されているため、原則、登記事項証明書、事務所契約書、従業員名簿等の提出は省略とします。ただし、審査確認を進める段階で、登記事項証明書等の提出が必要と判断された場合は、共同企業体代表者に個別に通知します。
質問2 技術者の恒常的雇用の証憑「3か月以上の継続した雇用関係」を証明するために提出すべき書類（雇用契約書、社会保険加入証明、源泉徴収関連等）の指定がありますか。一次審査時と契約後提出物の内容に相違はありますか。（プロポー	技術者の 3 か月以上の継続した雇用関係の証明については、社会保険証明書の写しまたは雇用関係証明書の添付を想定しております。ただし、社会保険証明書の写しまたは雇用関係証明書の提出が難しい場合は、あらかじめ事務局に

ザル募集要領:ページ4) , (特記 仕様書:ページ6)	相談の上、3か月以上の雇用関係が証明できる他の書類をご提出ください。なお、提出様式は自由様式とします。また、契約後の提出については、契約時の業務仕様書に基づき、対応をお願いします。
質問3 同種実績の範囲（照査・下請の扱い）企業実績および担当技術者実績において「照査のみ」の実績はカウント対象外でよいですか。JVの他構成員としての実績や元請・下請の区分はどのように評価されますか。（プロポーザル募集要領:ページ4, ページ7)	共同企業体の代表者については、単体もしくは、共同企業体の代表者として、募集要領 p 4. に定める同種業務の実績が1つ以上あることが要件となります。共同企業体の構成員や共同企業体の下請けとして実施した同種業務の実績は認められませんので、ご留意願います。なお、同種業務の実績数に応じて、評価します。 共同企業体の構成員については、単体もしくは、共同企業体の代表者として、募集要領 p 4. に定める同種業務の実績がある場合は、実績数に応じて評価します。 管理技術者については、単体もしくは共同企業体の代表者として実施した募集要領p7. の同種業務の実績が 1 つ以上あることが要件となります。なお、実績については、管理、照査、担当技術者の区分は問いません。また、実績数に応じて評価します。 照査、担当技術者については、単体もしくは共同企業体の代表者として実施した募集要領p7. の同種業務の実績数に応じて評価します。なお、照査技術者は照査のみの実績となりますので、ご留意ください。

質問4 マンホールポンプ場除外の定義「マンホール形式ポンプ場を除く」とする定義は、容量や構造のどのような閾値で判定しますか。具体的な基準はありますか。(プロポーザル募集要領:ページ7)	本業務の要件におけるマンホールポンプは、小規模下水道施設マネジメント指針と解説-2024年版-p376の(1)に該当するものを原則、マンホールポンプ形式ポンプ場として取扱います。代表的には、前処理設備及び脱臭設備等を設けず、汚水ポンプと配管・弁類のみのポンプ場となります。その他の詳細事項については、上記資料をご確認の上、ご判断ください。
--	--